

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1135号

2022年（令和4年）5月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会长 畠山 閑之

行政のデジタル化の推進に関することに係る コンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）4月25日付けで諮問（第1135号）された行政のデジタル化の推進に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

（1）諮問に至った経過

本市の各種手続の受付については、関係者が来庁し窓口での対面及び書面提出による申請・届出等を必要としているものが複数ある。これら手続をオンライン化することで、新型コロナウイルスなどの感染症罹患リスクの軽減や、電子データを扱うことによる事務の効率化が図られる。また、申請・届出等を行うものにとっても、手續に時間的、距離的な制約がなくなり、利便性の向上が図られる。これらの理由により、藤沢市市政運営総合指針におけるデジタル市役所の実現に向けて、オンライン化手続90項目を電子申請により受付を行うものとした。

電子申請による受付は、コンピュータ処理に該当することから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問する。

(2) コンピュータ処理を行う必要性

申請・届出等を行うものの来庁を不要とし、また申請・届出等を受付するものが多くの情報を正確かつ迅速に処理するには、コンピュータ処理を行う必要ある。

(3) 対象手続及び所管課等について

ア 選挙管理委員会事務局

投票管理者承諾書

イ 保健予防課

医療機関・学校・施設等における新型コロナウイルス感染症陽性者発生連絡票

医療機関・学校・施設等における新型コロナウイルス感染症クラスター発生連絡票

ウ 納税課

延滞金減免申請

還付請求

徴収の猶予の申請・延長申請

申請による換価の猶予申請・延長申請

(4) コンピュータ処理を行う個人情報

「各種手続で取扱う個人情報一覧」のとおり

(5) システムの安全性

今回利用する電子申請・届出システムは、2015年(平成27年)3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で答申されたシステム(以下、システムという)を利用する。

ア ネットワーク

利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF／W(ファイヤーウォール)等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防いでいる。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用している。システムのログインには、F／Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても、F／W等によるセキュリティ管理が行われている。

イ 施設要件

システムのインターネットデータセンター施設は、LGWAN-A SPの必要条件を満たしている。

ウ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっており、運用・保守業務については、SLM(サービスレベルマネジメント)を行っている。

SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を講じ、運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策については、ISO/IEC27001（ISMS）に基づく体系的な管理策を講じている。また、プライバシーマークも取得している。

エ 契約方法

システムを運営する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行っている。

オ システムにおける本市の安全対策

(ア) 端末利用者の制限

システムを使用する際には、担当者を限定し、端末起動時及びスクリーンロック解除時に生体認証を行うことで、端末利用を制限する。また、ログイン時のID及びパスワードについても担当者ごとに付与することにより、不正アクセスを防止している。

(イ) 受信したデータの管理

システムで受信したデータは、所属内の受付を担当する職員のみが共同運営システム上で閲覧・処理できるものとし、受信データについては、紙又はデータで藤沢市行政文書取扱規程に従い保存する。

(6) 添付文書

ア 各種手続で取扱う個人情報一覧

イ 収支明細書

ウ 財産収支状況書

エ 財産目録

オ 税務代理権限証書

カ 神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム共同利用に関する協定書（写）

キ 神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報等の取扱いに関する協定書（写）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおりの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

申請・届出等を行うものの来庁を不要とし、また申請・届出等を受付するものが多く情報の正確かつ迅速に処理するには、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のアからオまでに示す安全対策は、次のとおりである。

- ア ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
- ア
- イ データの安全性を高めるための措置
- ア
- ウ 安全対策を確認できるようにするための措置
- イ、ウ
- エ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
- オ(ア)
- オ 実施機関が協定先の安全対策を確認できるようにするための措置
- エ
- カ 日常的な安全対策
- オ(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、本諮問で電子化の対象になった受付事務の実績並びに手続きのオンライン化を進めていくなかでの課題、懸念事項及び関係者からの意見等について、当審議会へ1年程度を目途に報告することを要望する。

以上